

## 医療等分野の情報連携のための基盤のあり方について

## 検討事項

- 医療等分野の関係機関に利用者を限った安全かつ効率的な情報連携を可能にするため、医療等分野に独自の情報連携の基盤が必要ではないか。
- 医療等分野における安全かつ効率的な情報連携を可能にするため、
  - － 医療等分野における識別子である「医療等 ID（仮称）」と
  - － それに基づく認証・認可機能、情報提供ネットワークシステムとの接続機能を有する「医療等情報中継 DB（仮称）」
 を中心とする仕組みを設けることとしてはどうか。
- 個別法の義務が課せられることを前提として、医療等 ID（仮称）を利用することができる者の範囲について、以下の者を念頭に検討してはどうか。
  - － 医療等サービス提供者（医療機関、薬局、介護事業者など）
  - － 医療保険者
  - － 国の行政機関、地方公共団体
  - － 上記のほか第三者機関又は主務大臣が個別に承認する者
 ※ 学術研究機関、製薬企業等についてどのように考えるか。

## (1) 医療等分野で独自の仕組みを設ける必要性

- ・ 医療等分野でやりとりされる情報は、生命・身体・健康など一般に機微性の高い情報を含むものであるため、税務分野を含め広く利用されるマイナンバーとは別の仕組みを検討すべきではないか。
- ・ また、「社会保障・税番号大綱」においても、医療等分野では、医療機関をはじめとするサービス提供者や保険者などの関係者の数が相当数<sup>(注)</sup>に上り、非常に多くの情報がやりとりされることから、法制上の特段の措置と併せて、負荷や費用の面で効率的なシステムとなるよう、特段の技術設計を行うこととされている。

(注) 医療施設数：約 18 万（「医療施設調査（平成 21 年）」（厚生労働省））、介護サービス施設・事業所数：約 26 万（「介護サービス施設調査（平成 21 年）」（厚生労働省））

- ・ これらを踏まえて、以下の理由から、医療等分野の特性を踏まえた設計とするとともに、マイナンバー法案における「情報提供ネットワークシステム」等のインフラを可能な限り活用しつつ必要な情報連携を可能にする仕組みとして、
  - － 医療等分野における識別子である「医療等 ID（仮称）」と
  - － それに基づく認証・認可機能、情報提供ネットワークシステムとの接続機能を有する「医療等情報中継 DB（仮称）」
 を中心とする医療等分野に独自の連携基盤を設けることを検討してはどうか。

[理由]

- ① 医療等分野の情報連携を行う医療等サービス提供者などに利用者を限った基盤を構築することにより、一般に機微性の高い情報を含む情報連携の安

全性を高めることができる。

- ② それぞれの医療機関等における情報の分散管理を前提とした設計とすることで、医療等に関する情報が一元的に管理されることに対する不安を払拭する。
- ③ 個人識別のシステムを医療等分野とそれ以外とで区分することで、万が一、ID 情報が漏示した場合にも、連携を切ることで被害を抑えることが可能となる。

## (2) 医療等 ID (仮称) のあり方

- 医療機関などマイナンバー法案の対象となっていない機関間での情報連携のため、医療等に関する個人情報をやりとりする際の識別子として、医療等 ID (仮称) について検討してはどうか。
- 国民全てに医療等情報のための ID が発行されること (悉皆性)、唯一無二の ID とすること (唯一無二性)、目で見えて確認できること等の必要性についてどのように考えるか。
- 医療等 ID (仮称) を付番する仕組みについてどのように考えるか。

## (3) 医療等分野の情報連携基盤の仕組みのあり方

マイナンバー法案における情報提供ネットワークシステムを経由することなく、医療等分野の情報連携基盤を利用する者との間の情報連携を行えるようにすることにより、一般に機微性の高い個人情報を含む医療等分野における安全かつ効率的な情報連携を実現する。

### ① 医療等情報中継 DB (仮称)

- ・ 医療等サービス提供者の間で、各々の識別子によって保有している個人情報を安全かつ効率的に要求し授受するため、(i) 情報の引き当て機能、(ii) シングルサインオン機能を付与することについて検討してはどうか。
  - (i) 情報の引き当て機能：情報連携にあたって、まず対象となる情報を引き当てる必要がある。
  - (ii) シングルサインオン機能：一度の認証行為だけで複数機関 (サイト) へアクセスできる機能
- ・ (i) 及び (ii) の機能を、全国広域的にネットワーク経由で安全に実現するため、国際標準規格である SAML や ID-WSF 等をベースとした医療等情報中継 DB (仮称) を構築することを検討してはどうか。

### ② 情報の流れ、ネットワーク

- ・ 医療等情報中継 DB (仮称) においては、機関間での識別情報を同定し得ることから、特に機密性や完全性の観点で想定されるリスクや脅威に対する安全設計を講じなければならないため、以下の措置を行うことを検討してはどうか。
  - － 識別子の情報についても、ネットワーク上をそのまま流通させるのでは

なく、暗号化する等の配慮を講じてはどうか。

- － 引き当てやシングルサインオン認証後の情報提供自体は、医療等情報中継 DB（仮称）経由ではなく、情報照会機関と情報提供機関の間で行い、やりとりされる情報の種類の限定はしないこととしてどうか。
- － 情報提供のネットワークとしては、セキュリティが確保された既存インフラを可能な限り活用することを検討してはどうか。

③ 情報保護のための仕組み

- ・ 医療等分野の情報連携基盤の安全性を確保する観点から、医療等分野の情報連携基盤を利用する者のシステムについて、セキュリティを確保するための仕組みについて検討してはどうか。

④ 医療等分野の情報連携基盤を活用した情報提供について事後的にチェックできる仕組み

- ・ 医療等情報中継 DB（仮称）においては、情報提供が適切になされているかを事後的にチェックすることを可能とするため、情報照会及び情報提供の履歴が残る仕組みとすることを検討してはどうか。

⑤ カードとマイ・ポータル

- ・ マイナンバー法に基づくインフラを可能な限り活用するという観点から、「個人番号カード」及び自己情報の閲覧やプッシュ型サービスなどの機能をもつ「マイ・ポータル」の仕組みを活用することを検討してはどうか。

⑥ 各機関のシステム改修

- ・ 医療等分野の情報連携基盤を利用する場合には、各機関のシステムのインターフェース改修が必要になるとともに、データベースにおけるデータ管理の標準化などが必要となるのではないかな。

⑦ ネットワーク上で確実に認証するための仕組み

- ・ 医療等情報中継 DB（仮称）による情報の引き当て機能を実現するためには、情報照会者や情報提供者をネットワーク上で認証するための仕組みが必要となるのではないかな。

(4) 医療等 ID（仮称）の利用者の範囲

- ・ 医療等 ID（仮称）の利用者には、個別法上の個人情報保護のための仕組みが適用されることを前提とする必要がある。医療等分野に閉じた安全かつ効率的な仕組みとするため、以下の者を念頭に、医療等 ID（仮称）を利用できる者の範囲を限定することを検討してはどうか。

- － 医療等サービス提供者（医療機関、薬局、介護事業者など）
- － 医療保険者
- － 国の行政機関、地方公共団体
- － 上記のほか第三者機関又は主務大臣が個別に承認する者

※ 学術研究機関、製薬企業等についてどのように考えるか。

## 【参考】

### <社会保障・税番号大綱>

#### 第3 法整備

##### VIII 情報連携

##### 2. 情報連携の範囲

・・・なお、医療・介護等の分野での情報連携については、特に情報保有機関が相当数に上り非常に多くの情報がやり取りされることや、民間の医療機関等も含まれることから、法制上の特段の措置と併せて、負荷や費用の面で効率的なシステムとなるよう、特段の技術設計を行う方向で検討する。

#### 第4 情報の機微性に応じた特段の措置

社会保障分野、特に医療分野等において取り扱われる情報には、個人の生命・身体・健康等に関わる情報をはじめ、特に機微性の高い情報が含まれていることから、個人情報保護法成立の際、特に個人情報の漏洩が深刻なプライバシー侵害につながる危険性があるとして医療分野等の個別法を検討することが衆参両院で付帯決議されている。

今般、番号制度の導入に当たり、番号法において「番号」に係る個人情報の取扱いについて、個人情報保護法より厳格な取扱いを求めることから、医療分野等において番号制度の利便性を高め国民に安心して活用してもらうため、医療分野等の特に機微性の高い医療情報等の取扱いに関し、個人情報保護法又は番号法の特別法として、その機微性や情報の特性に配慮した特段の措置を定める法制を番号法と併せて整備する。なお、法案の作成は、社会保障分野サブワーキンググループでの議論を踏まえ、内閣官房と連携しつつ、厚生労働省において行う。

### <マイナンバー法案における仕組み>

- マイナンバー法案は、法案が定める範囲において、行政機関等の間においてマイナンバーに係る個人情報を本人の同意なくやりとりすることを可能にしている。
- 一方、国民が自己の情報に関与することを可能とする仕組みとして、
  - ・ 国民が自らの情報の提供等の記録を確認できるようにする「マイ・ポータル」
  - ・ 情報提供の記録を保持する「情報提供ネットワークシステム」
  - ・ 不適切な情報の取扱いについて監査・監督する「個人番号情報保護委員会」
  - ・ 特定個人情報ファイル（マイナンバーを含む個人情報ファイル）に対する「特定個人情報保護評価」
  - ・ 市町村長が本人の申請に基づき交付する顔写真付きの「個人番号カード」等を導入することとしている。

#### (1) 「マイナンバー」

- 市町村長が、法定受託事務として、住民票コードを変換して得られるマイナンバーを定める。

- マイナンバーの利用範囲は法律に規定されており、民間企業における税務手続を含め、社会保障・税分野で幅広く利用されることが想定されている。
  - ・ 年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用
  - ・ 雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用
  - ・ 医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用
  - ・ 国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用
  - ・ 被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用
  - ・ 社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用
- (2) 「マイ・ポータル」
  - 情報保有機関が保有する自己の特定個人情報等を確認できるように、かかる情報を、個人一人ひとりに合わせて表示する電子情報処理組織。
- (3) 「情報提供ネットワークシステム」
  - マイナンバー法案に基づき行政機関等が行う特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）の提供を管理するために総務大臣が設置・管理するもの。
- (4) 「個人番号情報保護委員会」
  - 内閣総理大臣の下に、番号制度における個人情報の保護等を目的とする個人番号情報保護委員会を設置（内閣府設置法第 49 条第 3 項の規定に基づく、いわゆる三条委員会）
  - 主な所掌事務・権限
    - ・ 特定個人情報の取扱いの監視・監督
    - ・ 特定個人情報ファイルを保有しようとする者に対する指針の作成・公表
    - ・ 特定個人情報保護評価のための助言、評価書の承認
    - ・ 特定個人情報の保護についての広報及び啓発
    - ・ 特定個人情報の取扱いに関する苦情の処理
    - ・ 情報提供ネットワークシステム及びその他の機関と接続する部分の監査
    - ・ 激甚災害への対応等特別の理由がある場合の情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携の許可
- (5) 「特定個人情報保護評価」
  - 特定個人情報保護評価
    - ・ 特定個人情報ファイルの保有・変更にあたり、プライバシーや特定個人情報へ及ぼす影響を事前に評価し、その保護のための措置を講じる仕組み
  - 実施主体
    - ・ 行政機関等：特定個人情報保護評価の実施を義務付け
  - 実施方法
    - ① 行政機関等が、自ら特定個人情報保護評価を実施し、広く国民の意見を

求めたうえで評価書を作成する。

② 評価書について、個人番号情報保護委員会による承認を受ける。

③ 評価書を公表する。

※ 特定個人情報の収集目的や収集方法、利用方法、管理方法等を検討し、当該システムがプライバシーに配慮した設計となっているか確認することが考えられる。

○ 実施時期

- ・ 特定個人情報保護評価の結果に基づき、システム設計を変更できるようにするため、システム開発前に実施する。

(6) 「個人番号カード」

○ 市町村長が本人からの申請に基づき交付する。

○ マイナンバー法案においては、カードの記載事項については政令、様式等については総務省令で定めることとされている。

※ 「社会保障・税番号大綱」においては、番号制度の導入に際しては、現行の住民基本台帳カードを改良した新たな I C カードを交付することとされている。